

はっする



福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

⇒ 速報 「結核予防法」が廃止され「感染症法」に統合

これまで、結核対策は「結核予防法」に基づき実施されてきましたが、平成19年4月1日から、結核予防法は廃止されるとともに、今後は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）に統合される形で結核対策が推進されることになりました。

★ 感染症予防法の主な改正の内容 ★

◆ 病原体等の管理体制の確立

病原体等を分類し、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設ける。

◆ 結核予防法を廃止し感染症法に統合

- ①人権を尊重した手続きに基づく法的措置が可能
- ②結核対策に必要な定期の健康診断、通院医療等を感染症法に、定期の予防接種を予防接種法に位置付ける。

※感染症法では、医師が結核患者を診断した場合には直ちに届出が必要となります。
(結核予防法では診断後2日以内でした)

◆ 感染症の分類の見直し

1類	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう ペスト 南米出血熱 ← 新規追加 マールブルグ病 ラッサ熱
2類	急性灰白髄炎 結核 ← 新規追加 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る)
3類	腸管出血性大腸菌感染症 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス ← 類型変更

⇒ 県内のインフルエンザ状況

インフルエンザの患者数はようやくピークを過ぎたようです。

今シーズンは福井県では A ソ連型、A 香港型、B 型の3種類のインフルエンザの混合流行なので、2～3回罹患する可能性もあり、依然として注意が必要です。

★ 肝炎ウイルス検査の対象が変わりました

<H19年4月2日～>

- ・C型肝炎検査と同様にB型肝炎検査も40歳未満でも受けられるようになりました。
- ・エイズ検査を受けない方でも受けられます

検査日

毎月第2・4月曜日 13:00～14:00

福井県感染症発生動向調査速報

3月

1～5類：報告ありません

○ 編集後記 ○
新年度がスタートし新人さんが加わり職場内もフレッシュになりました！今年度もよろしくお願ひします。
(第36号作成者：古澤)

発信者 若狭健康福祉センター

健康増進課 担当 和泉

TEL : 0770-52-1300

FAX : 0770-52-1058

MAIL : t-izumi-j8@pref.fukui.lg.jp

※ ご意見、ご感想おまちしています。